

府民力活用プチ・ソーラー発電支援事業について

平成25年 6月
京都府エネルギー政策課

1 目的

再生可能エネルギー普及拡大に向けて、固定価格買取制度を活用し、京都府内の未利用地・遊休地、屋根等（以下「土地等」という。）における中小規模太陽光発電事業（プチ・ソーラー）の実施を促進するため、土地等の所有者が自ら太陽光発電事業を実施するにあたり、相談や、ノウハウを持つ支援会社とのマッチングを行うほか、条件不利地については、改善に係る経費の一部補助を行う。

2 事業内容

（1）土地等の募集・用地バンクへの登録

- ・府民及び事業者等が所有する京都府内の未利用地、遊休地、屋根等で太陽光発電に適した土地等を募集し、用地バンクへ登録する。
- ・登録に当たっては、当該土地等における太陽光発電事業の発電量見通し、必要経費、収支見通しに関して京都府が相談に応じる。
- ・登録された土地等の情報は、京都府が別途募集する支援会社に提供する。

（2）支援会社等とのマッチング

- ・土地等の所有者が円滑に太陽光発電事業を実施できるよう、ノウハウやサポートを提供する支援会社をあらかじめ京都府が募集し、リスト化する。
- ・京都府は、登録された土地等に関する基礎情報を支援会社に提供し、支援会社から当該土地等での太陽光発電事業提案書の提出を受け、土地等の所有者に提供してマッチングを行う。
- ・自ら発電事業を実施することを希望しない所有者に対しては、京都府が発電事業者を紹介し、マッチングを行う。

（3）条件不利地への支援

- ・土地等の形状や周辺状況から、発電事業の実施において不利な条件にある土地等に対して、その改善に要する経費の一部を京都府が補助する。（補助率 1 / 2 以内 上限 1,000 千円）

3 土地等の募集期間

平成25年12月27日（金）まで

4 土地等の募集条件

- ①応募者が土地等の所有者(又はその代表者)であること。
- ②南方向に障害物のない、太陽光発電に適した土地等であること。
- ③面積が概ね 200 m²以上であること。
- ④農地は、農地法の規定による農地転用許可が可能な土地であること。

5 支援会社の業務

支援会社は、以下の内容について、土地等の所有者に対して提案し、合意が成立した場合は委託契約を締結してそれに基づき業務を実施する。

- ①太陽光発電設備及び発電事業に関する企画提案に関すること
- ②太陽光発電事業及び固定価格買取制度に係る各種手続き等に関すること
- ③太陽光発電設備の設計・施工及び維持管理に関すること
- ④太陽光発電事業に関する情報提供等に関すること
- ⑤その他太陽光発電事業の円滑な実施に必要な事項に関すること

6 条件不利地に対する補助

<補助対象事業(案)> ※調整中

- ①荒廃地、耕作放棄地など土地等の現況により、太陽光発電設備を設置するに当たり一般に比べて大規模な造成工事が必要な場合
- ②土地等の周辺の地形、気象等の条件により、近隣一般に比べて発電量の低下が見込まれるため、その改善措置を行う場合
- ③土地等の周辺状況により、発電設備の安全維持のため補強等が必要な場合など

<補助額等> 補助率 1 / 2 以内 (補助額上限 1,000 千円以内)

7 設備導入に対する優遇制度等

●京都府中小企業融資制度 経営発展支援融資

太陽光発電設備等整備に対して、融資期間 10 年、金利 2.2% で融資

●グリーン投資減税の対象

太陽光発電設備の取得価格全額を即時償却可 など

8 問い合わせ先

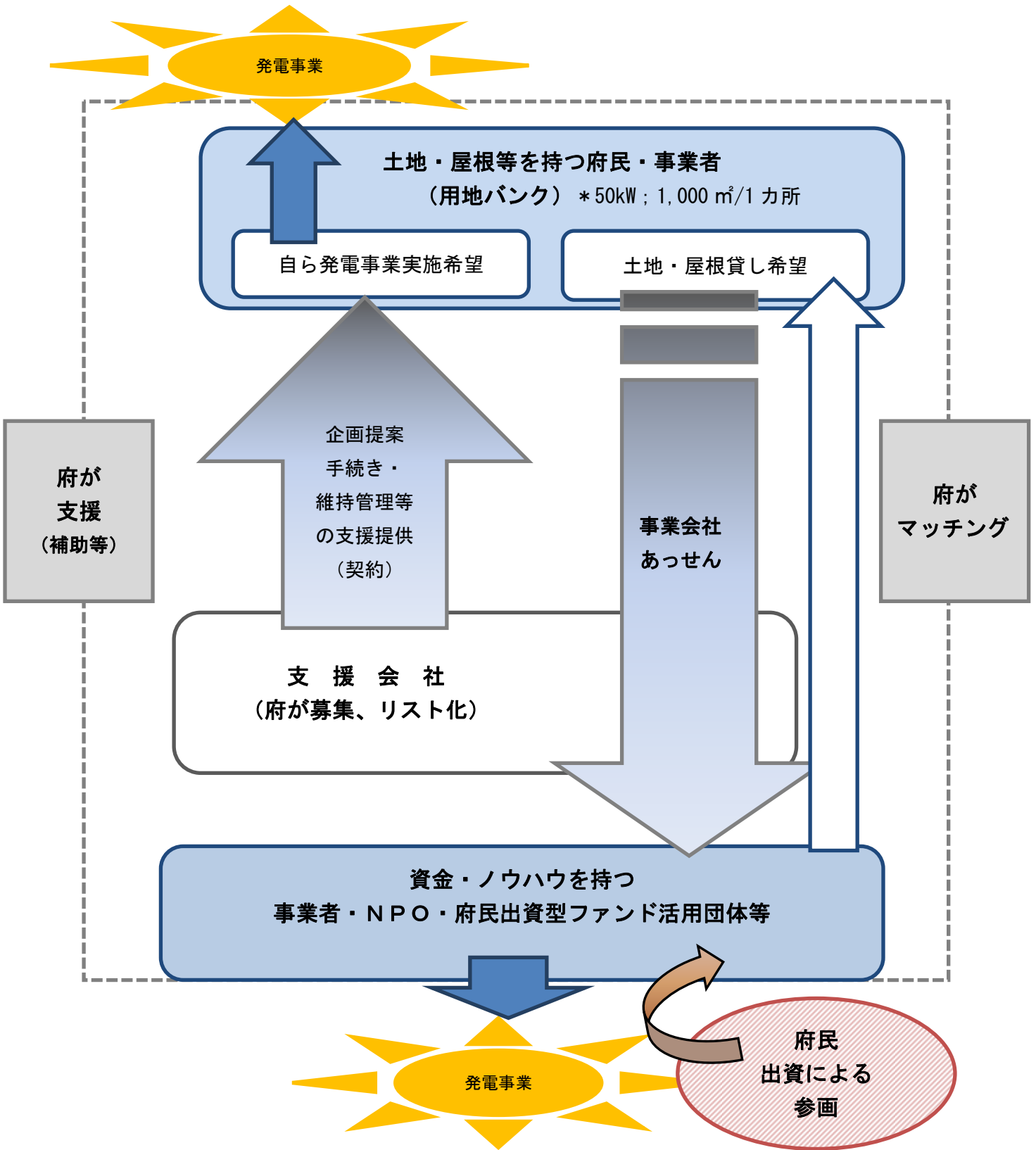
京都府文化環境部環境・エネルギー局エネルギー政策課

電話 075-414-4297

FAX 075-414-4705

電子メール energy@pref.kyoto.lg.jp

府民力活用プチ・ソーラー発電支援事業のスキーム



府民力活用プチ・ソーラー発電支援事業のスキーム

発電事業

土地・屋根等を持つ府民・事業者
(用地バンク) * 50kW ; 1,000 m²/1カ所

自ら発電事業実施希望

土地・屋根貸し希望

府が
支援
(補助等)

企画提案
手続き・
維持管理等
の支援提供
(契約)

事業会社
あっせん

府が
マッチング

支援会社
(府が募集、リスト化)

資金・ノウハウを持つ
事業者・NPO・府民出資型ファンド活用団体等

発電事業

府民
出資による
参画